

「おもちゃばこ」

子育て支援センターは、市内在住の未就学児とその保護者を対象に子育てを支援していく施設で、下田第三保育所に併設しています。

こんなことやってるよ!

●おもちゃばこ 保育士や園児とふれあい、一緒に遊んだり、親子で楽しく遊びます。(昨年の例: ミニミニ運動会・クリスマス会・お楽しみ会など)

●子育て講座 専門の講師を招いての活動やおしゃべり会及び講演会です。(昨年の例: 親子体操教室・交通安全教室・リトミック教室など)

●ちびっこクラブ 母親が主体となって仲間作りをしながら交流するクラブです。

●誕生会 その月の誕生児の親子をお祝いします。
※誕生日会とちびっこクラブは事前に申し込みが必要です。

今月の予定 おもちゃばこオープニング
4月23日(水) 午前10時~

※平成20年度の行事予定などの説明を行います。
問合せ先 第3保育所 ☎7372

子育て電話相談

育児などに一人で悩んでいませんか。保育の実践をおして育児経験豊富な、保育士が相談をお受けしています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

☎73340(月~金 午前9時~午後5時)



子育てを 応援します

自己負担金がなくなりました
4月より、入院・通院時の医療機関窓口での自己負担分はすべて助成の対象となりました。ただし、保険診療の対象とならない費用(特別な病室に入ったたり、サービスを受けた場合の負担額・薬の容器代・検診料等)、入院時食事療養標準負担額、入院時の食事代は、助成の対象とはなりません。所得制限が廃止されました。所得制限事項が廃止となり、すべての乳幼児が対象と

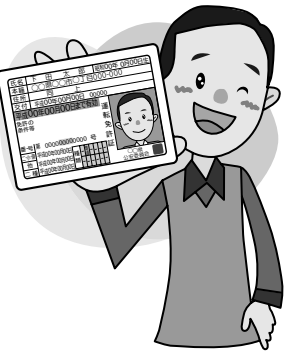
乳幼児(0歳から就学前までの)医療費が無料に!

なりました。(所得制限により対象外だった方には申請書を送付しています。申請がお済みでない方は、お早めにお願ひします)
受給者証の切り替えを
受給者の方には新しい受給者証を送付しています。医療機関受診の際は、新しい受給者証を保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出してください。
問合せ先
福祉事務所社会福祉係
☎22216

戸籍証明書	住民票
戸籍に記載されている方、直系の親族が請求するとき	本人又は同一世帯員が請求するとき
「本人確認」を行います	
代理の方が請求するとき	
代理の方の「本人確認」を行うとともに、さらに委任状などの書面により、「代理権限の確認」も行います	

戸籍・住民票の窓口での「本人確認」が法律で義務付けられました
近ごろ、住民票や戸籍に記載された個人情報不正に取得されるという事件や本人の知らない間に虚偽の婚姻届や養子縁組届が提出され、戸籍に虚偽の記載がされるという事件が発生し、報道でも大きく取り上げられました。
そこで、住民票や戸籍証明書の不正取得や虚偽の届出がなされることを防ぐため、住民基本台帳法及び戸籍法の一部が改正され、平成20年5月1日から施行されます。
住民票や戸籍証明書の請求時には本人確認を行います
運転免許証やパスポートなど官公庁発行の写真付身分証明書の提示により、確認を行います。(以下「本人確認」)
本人等以外の方が請求するときには、自分の権利を行使したり、義務を果たしたりするために内容を確認する必要があること、国・地方公共団体の機関に提出する必要が有ることなどの住民票や戸籍証明書の利用する「正当な理由」を請求書に詳しく記入していただきます。
不正な請求を行ったときには偽り、その他の不正な手段によって住民票や戸籍証明書の交付を受けた者は、刑罰30万円以下の罰金が科されます。

本人等以外の方が請求するときには、自分の権利を行使したり、義務を果たしたりするために内容を確認する必要があること、国・地方公共団体の機関に提出する必要が有ることなどの住民票や戸籍証明書の利用する「正当な理由」を請求書に詳しく記入していただきます。
不正な請求を行ったときには偽り、その他の不正な手段によって住民票や戸籍証明書の交付を受けた者は、刑罰30万円以下の罰金が科されます。



住所異動や戸籍届出のときにも「本人確認」が必要です
転入・転出・転居や婚姻・協議離婚・養子縁組、協議離婚または認知の届出のときにも「本人確認」を行います。
住所異動や戸籍の届出にいられた方が本人確認書類を忘れたり、代理の方が届書を持って来られたときは、市から届出を受理したことを本人に書面でお知らせします。
不受理申し出を受け付けます
本人が窓口に来たことが確認できない場合は、「縁組等の届出」を受理しないよう、事前に申出することができません。申出とその取下げは、本人が市民課窓口にて行ってください。その際、戸籍証明書の発行と同じく、「本人確認」を行います。
問合せ先
市民課 ☎22215

がん検診等の申込みを受け付けています

市の検診以外に検診を受ける予定のない方は、ぜひこの機会に受診してください。
前回、各種がん検診を受診された方には、各検診の実施前月の中旬ごろ受診券を郵送いたします。
前回来受診の方で今年度受診を希望される方は、健康増進課健康づくり係まで電話にてお申し込みください。
申込期限 受診券の発送事務等のため、検診開始1ヶ月前にはお申し込みください。

平成20年度がん検診等予定表(対象年齢:平成21年4月1日現在)

検診名	対象年齢	検診間隔	料金	実施月(予定)
大腸がん検診	40歳以上	毎年1回	5000円	6・7・8月
肺がん検診	40歳以上	毎年1回	(胸部X線) 無料 (喀痰検査) 700円	9月
胃がん検診(胃部線検査)	35歳以上	毎年1回	10000円	9月
肝炎ウイルス検査	40歳以上の未受診者	1回のみ	800円	9月
子宮がん検診(子宮頸がん)	20歳以上の偶数年齢女性	2年に1回	1700円	9・10月
乳がん検診(マンモグラフィ)	40歳以上の偶数年齢女性	2年に1回	1500円	平成21年2月

70歳以上または後期高齢者医療の被保険者は無料です。
問合せ先 健康増進課健康づくり係 ☎22217

基本健診は特定健診に
前年度まで実施していません
基本健診は、特定健診(40歳から74歳対象)となり、各保険者での実施となります。
下田市国民健康保険に加入されている40歳から74歳の方の特定健診と後期高齢者医療の被保険者(75歳以上)の健診は6月から8月に実施を予定しています。その他の方は加入されている健康保険組合にお問い合わせください。

妊婦健診の公費負担回数が2回→5回に拡大

妊婦が安心・安全な出産を迎えることができるよう妊婦健康診査の公費負担回数を4月から最大5回に拡充しました。お母さんと赤ちゃんの健康のために活用してください。
対象 下田市に住所がある妊婦中の方
内容 助成回数を2回から5回に拡大(母子手帳交付時期により回数異なります)
方法 妊娠届出時に5枚の受診票を交付します。
平成20年3月末までに母子

健康手帳交付を受けた方で、受診券を2枚のみ交付されている方には妊娠週数に応じて受診券を追加交付します。母子手帳と別冊をご持参のうえ健康増進課にご来所ください。
問合せ先
健康増進課健康づくり係
☎22217



公費負担で受診できる健康診査

回数	受診の時期	健康診査項目
第1回目	初回	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検診、血液検査(血液型・不規則抗体・梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、グルコース・貧血)風疹・トキソプラズマ抗原検査
第2回目	妊娠14週~19週	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査
第3回目	妊娠20週~26週	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査
第4回目	妊娠27週~32週	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査
第5回目	妊娠33週以降	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査

健康な妊娠、出産を迎えるために、妊婦健診は定期的に受診しましょう!